

入札心得書

- 1 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札の方法並びに入札の無効の要件、その他入札、工事の施行についての必要な事項は、下記のとおりとする。
 - (1) 入札書の宛名は「三重南紀みかん産地再構築委員会」宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者(代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。)自ら投函する。
 - (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取扱うものとする。
 - ① 入札者本人の住所、氏名(法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名)が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。
 - ② 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。
なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (4) 入札執行回数は、2回までとし次の方法により請負業者を決定する。
 - ① 2回以内に予定価格内に達した最低価格者。
 - ② 2回の入札を行っても予定価格に達しない場合は、その後の方針を協議するものとする。
 - (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち合わせて行う。
 - (6) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
 - (7) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ③ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - ④ 入札に際して連合等の不正行為があつたとき。
 - ⑤ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。(郵送の場合は、指定された場所、日時に到着しないとき)
 - ⑥ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - ⑦ 記名、押印を欠く入札をしたとき。
 - ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - ⑨ 入札の際、一人だけで他が全部不参加であつたとき。
 - ⑩ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (8) 適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。
 - (9) 入札を辞退する場合は次により取り扱うものとする。
 - ① 入札を辞退した者は、このことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。